

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 16 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 4 日から 令和 8 年 11 月 12 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 3 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 050, 000 2, 440, 000	一括	610, 000	22, 044	6, 393
1	1, 240, 000				
2	1, 810, 000				
</					



物 件 目 録

1 所 在 堺市中区小阪西町

地 番 92番167

地 目 宅地

地 積 56.38平方メートル

共有者 A 持分40分の1

共有者 B 持分40分の1

共有者 C 持分40分の1

共有者 D 持分40分の1

共有者 E 持分10分の9

2 所 在 堺市中区小阪西町92番地167

家屋 番号 92番167

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 39.88平方メートル

2階 34.20平方メートル

(現況)

種 類 居宅・車庫

共有者 A 持分40分の1

共有者 B 持分40分の1

共有者 C 持分40分の1

共有者 D 持分40分の1

共有者 E 持分10分の9



物 件 明 細 書

令和 8年 9月 4日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

・ 本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 堺市中区小阪西町

地 番 92番167

地 目 宅地

地 積 56.38平方メートル

共有者 A 持分40分の1

共有者 B 持分40分の1

共有者 C 持分40分の1

共有者 D 持分40分の1

共有者 E 持分10分の9

2 所 在 堺市中区小阪西町92番地167

家屋 番号 92番167

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 39.88平方メートル

2階 34.20平方メートル

(現況)

種 類 居宅・車庫

共有者 A 持分40分の1

共有者 B 持分40分の1

共有者 C 持分40分の1

共有者 D 持分40分の1

共有者 E 持分10分の9



令和 8年(ケ)第 72号
令和 8年 6月29日受理
令和 年 月 日提出
8.7.27

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 園 久 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 堺市中区小阪西町
 地 番 92番167
 地 目 宅地
 地 積 56.38平方メートル

共有者 A 持分40分の1
 共有者 B 持分40分の1
 共有者 C 持分40分の1
 共有者 D 持分40分の1
 共有者 E 持分10分の9

2 所 在 堺市中区小阪西町92番地167

家屋 番号 92番167

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 39.88平方メートル
 2階 34.20平方メートル

共有者 A 持分40分の1
 共有者 B 持分40分の1
 共有者 C 持分40分の1
 共有者 D 持分40分の1
 共有者 E 持分10分の9



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	堺市中区小阪西町6-8		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：居宅・車庫 ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・車庫（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 Eの姓名（漢字）
- (2) 郵便受けの表示 なし（郵便受け口はテープで塞がれている）

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図（概略）のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われるが、正確には専門家による測量等を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地として利用されている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である（詳細は評価書を参照されたい）。
- (4) 南西側隣地上の門扉横の塀が目的建物の外壁に接着しており、目的土地内に越境している可能性がある。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図（概略）のとおりであると思われ、1階北東側がシャッター付の車庫となっている。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、家財道具、日常生活用品等の動産類がほとんど存在しない。室内の状況（埃の堆積、蜘蛛の巣等）から、長期不在であると思われた。
- (4) 目的建物の外壁にはクラックの補修跡が複数みられ、鉄部にサビや腐食が発生している。
- (5) 目的建物は全体的に内壁・床の汚れ、床面の撓み・軋み、建具の傷みが認められた。
- (6) 2階の廊下天井・中央和室天井に雨漏り跡と思われるシミが、2階南側和室の押入内にひび割れがみられた。
- (7) 目的建物には、経年相当の劣化、損耗が認められた。

4 その他

当職は照会文書を、令和8年7月3日に目的建物に差置き、同月17日にEの住民票上の住所宛に送付したが、回答は得られなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（3枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	目的建物には、2～3か月前までEさんが住んでいましたが、現在は空き家です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果等から、目的建物は所有者が、住居・車庫（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

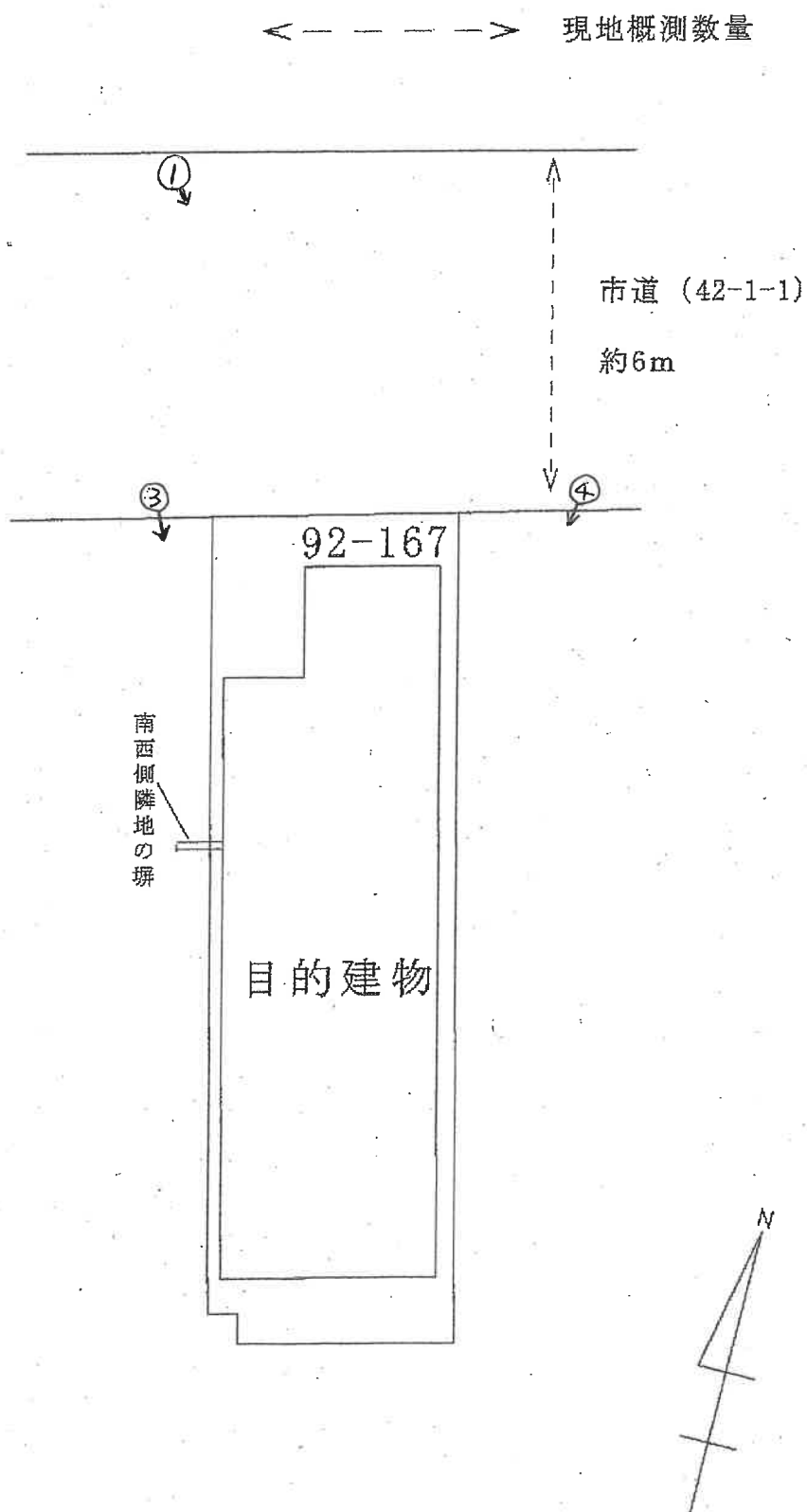
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月29日 14:55-15:00	大阪法務局 堺支局	公図等調査（登記申請中のため、公図等取得できず）
8年6月29日 15:05-15:10	堺市役所	道路調査
8年7月3日 15:15-15:30	物件所在地	物件及び占有確認、照会書差置き
8年7月6日 10:00-10:15	堺市税事務所	課税関係調査
8年7月17日	執行官室	照会文書送付（E宛）
8年7月21日 12:25-12:30	大阪法務局 堺支局	公図等調査
8年7月22日 13:00-13:40	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年7月22日 目的物件は不在（空き家）で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

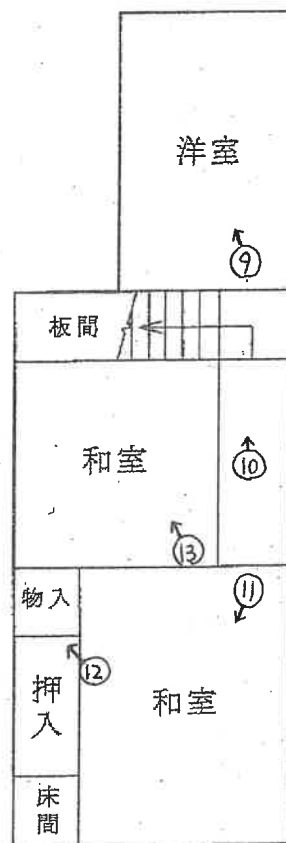


令和8年（ケ）第72号事件

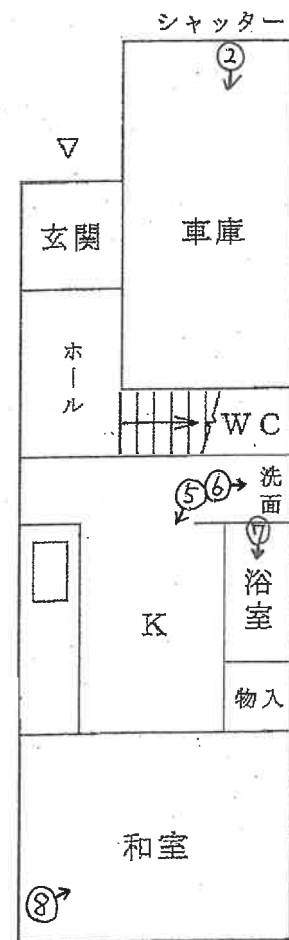
（←○写真撮影位置・方向）

間取図（概略）

（2階）



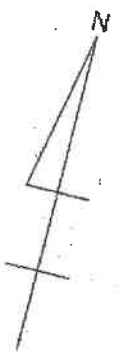
（1階）



令和8年（ケ）第72号事件

（8枚目）

（←○写真撮影位置・方向）



1 目的建物

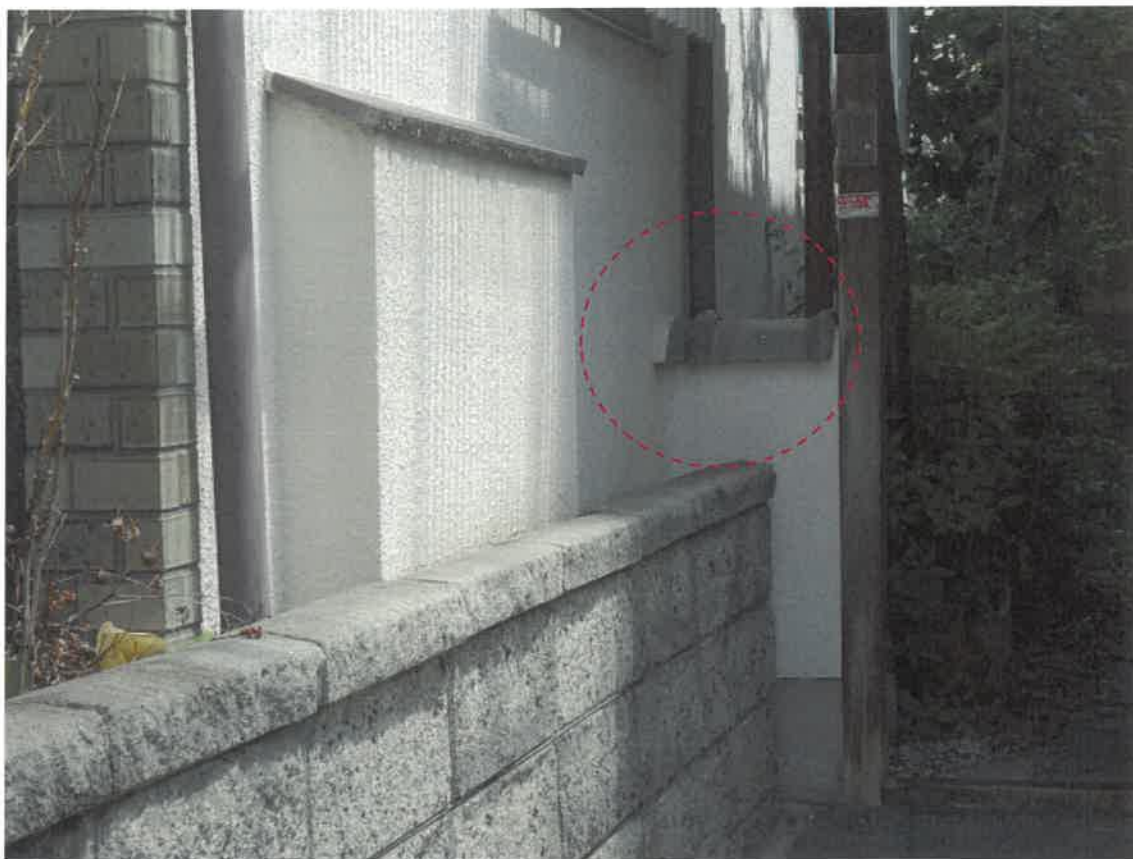


2

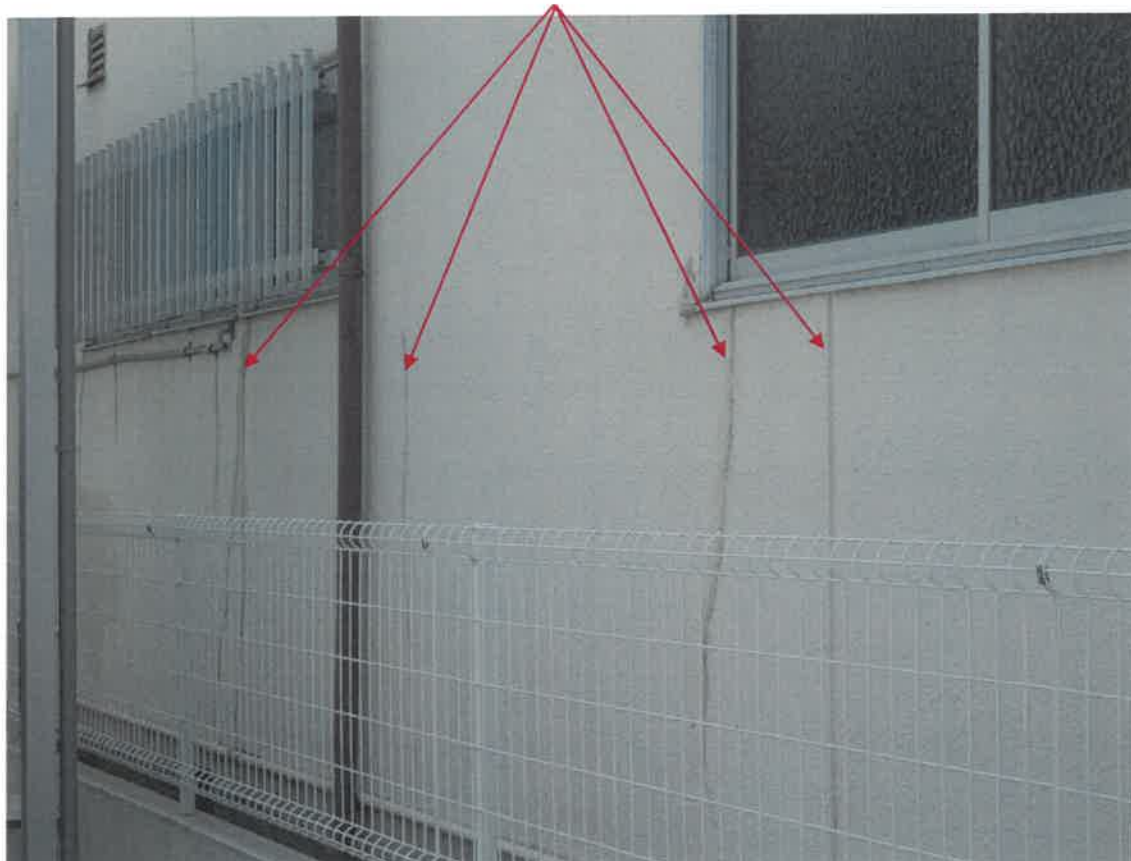


(9 枚目)

3 隣家の門扉横の塀が目的建物に接着



4 外壁のクラックの補修跡



(10 枚目)

5



6



(// 枚目)

7



8



(12 枚目)

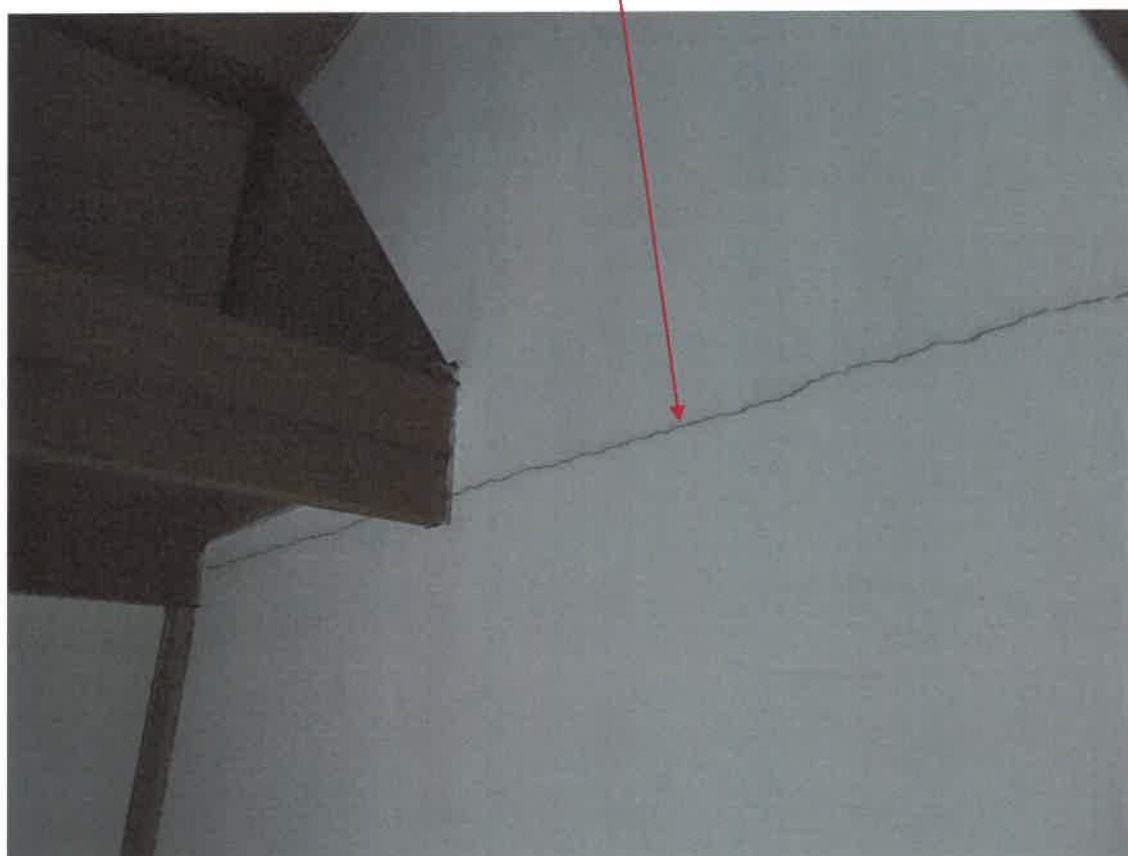


10 雨漏り跡と思われる天井のシミ





12 和室物入内壁のひび割れ





令和8年（ケ）第72号
令和8年7月22日 現地調査
令和8年8月10日 評価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評価書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

前田 陽子

第1 評価額

一 括 価 格			
金 3,050,000 円			
内 訳 価 格			
物件 1	金	1,240,000	円
物件 2	金	1,810,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番 号	特 記 事 項		
1,2	・法務局に備え付けられた地積測量図をもとに目的土地を現地にて概測したところ、地積は概ね登記面積通り、形状は地積測量図通りと思われる。ただし、隣地との境界が不明確のため、正確には関係者立会いのうえ専門家による測量を要する。 ・目的建物は登記上「居宅」であるが、現況「居宅・車庫」である。1階北東側がシャッター付きの車庫になっている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	南海泉北線「深井」駅 南西方 道路距離 約2400m 最寄バス停「小阪西町」停留所 ほぼ南方 道路距離 約300m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅が多く建ち並ぶ住宅地域。今後、格別の変動要因はないので、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等 の個別的な規 制を考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	第2種中高層住居専用地域
	建 ペ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	準防火地域
	その他の規制	第2種高度地区, 宅地造成等工事規制区域, 日影規制(二)
画地条件	規 模	56.38m ²
	形 状	略長方形
	間 口 ・ 奥 行	間口約4.1m(北西側)・奥行最長約13.7m
	高 低 差 等	平坦地
接面道路の状況	北 西 側	幅員約6m舗装市道(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面。
	接 道 状 況	中間画地
土地の利用状況等	現 況	居宅の敷地
	北 西 側	道路
	北 東 側	住宅
	南 東 側	住宅
	南 西 側	住宅
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり
	下 水 道	あり(処理区域内)
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和45年・同51年・平成元年の住宅地図の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。なお土壌汚染の有無、内容についての詳細は専門家による土壌調査を要する。	
特 記 事 項	・法務局に備え付けられた地積測量図をもとに現地にて目的土地を確認の結果、地積は概ね登記面積通り、形状は地積測量図の通りと認められる。ただし、隣地との境界が不明確のため、正確には関係者立会のうえ専門家による測量を要する。 ・南西側隣地上の門扉横の塀が目的建物の外壁に密着しており、目的土地内に越境している可能性がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日 （登記記載）昭和53年6月24日 新築 経過年数 約48 年 経済的残存耐用年数 0 年 経済的耐用年数を満了している	
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 吹付ほか 内 壁 繊維壁・板貼・塗り壁ほか 天 井 板貼・化粧ボードほか 床 畳・フローリングほか 設 備 電気, 給排水設備等 そ の 他 なし	
床面積（現況）	延 74.08㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層 2階建 現 況 用 途 居宅・車庫 間 取 り 4K	
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	所有者が空家の状態で占有している。	
特 記 事 項	・目的建物は登記上「居宅」であるが、現況「居宅・車庫」である。 ・目的建物は築後約48年経過している。外壁にはクラックの補修跡が複数みられ、鉄部にサビや腐食が発生している。建物内部は、床がフローリング・畳問わず全体的にたわみが感じられる。2階中央の和室や廊下天井に雨漏り跡がみられ、2階南側和室の押入内にひび割れが生じている。さらに複数の建具に損傷がみられる。長期間空き家状態にあったものと推測され、老朽化が進んでおり、概ね経年相応の減価で耐用年数を満了していると考えられる。 ・目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性はないとはいえない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・目的建物は完了検査を受けていない。 ・目的建物は基準建ぺい率を超過していると思われる。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土 地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	94,700	0.96	56.38	0.85	4,357,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 堺中-13

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $105,000 \text{ 円/㎡} \times 102 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 112 \approx 94,700 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01
◇地域格差 :	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.00	1.00	1.12	1.00	1.12
イ 個別格差 :	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.01	1.00	0.95	1.00	0.96

※形状:間口狭小・南西端が若干欠けている

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 土地と建物の適応状況からみて-15%が適切と判断した。

② 物件2（建 物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	160,000	74.08	0.04	474,000

ウ 現価率

経過年数	約48年
経済的残存耐用年数	0年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率={残価率5%+(1-0.05)×経済的残存耐用年数0年/(経過年数48年+経済的残存耐用年数0年)}
×(1-0.3)≈0.04

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	4,357,000	0.55	法定地上権	2,396,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オーカ]
1	4,357,000	-2,396,000		0.90	0.70	0.00	1,240,000
2	474,000	+2,396,000	1.00	0.90	0.70	0.00	1,810,000
一括価格 (合計)							3,050,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的建物についてアスベスト使用の可能性を否定できないこと、基準建ぺい率を超過していると思われること、南西側隣地の塀が目的土地内に越境していると考えられること等を考慮した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価(敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示【堺中－13】

所 在 : 堺市中区八田西町2丁35番46
価 格 : 105,000円／㎡
位 置 : 南海泉北線「深井」駅 南西方 約2,500m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 165㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 北東6m市道
用 途 指 定 等 : 第2種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%), 準防火地域
地 域 の 概 要 : 中小規模住宅を中心に共同住宅も存する住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和8年度)

物件1	3,340,402 円
物件2	1,017,888 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 間取図(概略)

物 件 目 録

1 所 在 堺市中区小阪西町

地 番 9 2 番 1 6 7

地 目 宅地

地 積 5 6 . 3 8 平方メートル

共有者 A 持分 4 0 分の 1

共有者 B 持分 4 0 分の 1

共有者 C 持分 4 0 分の 1

共有者 D 持分 4 0 分の 1

共有者 E 持分 1 0 分の 9

2 所 在 堺市中区小阪西町 9 2 番地 1 6 7

家屋 番号 9 2 番 1 6 7

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 3 9 . 8 8 平方メートル
2 階 3 4 . 2 0 平方メートル

共有者 A 持分 4 0 分の 1

共有者 B 持分 4 0 分の 1

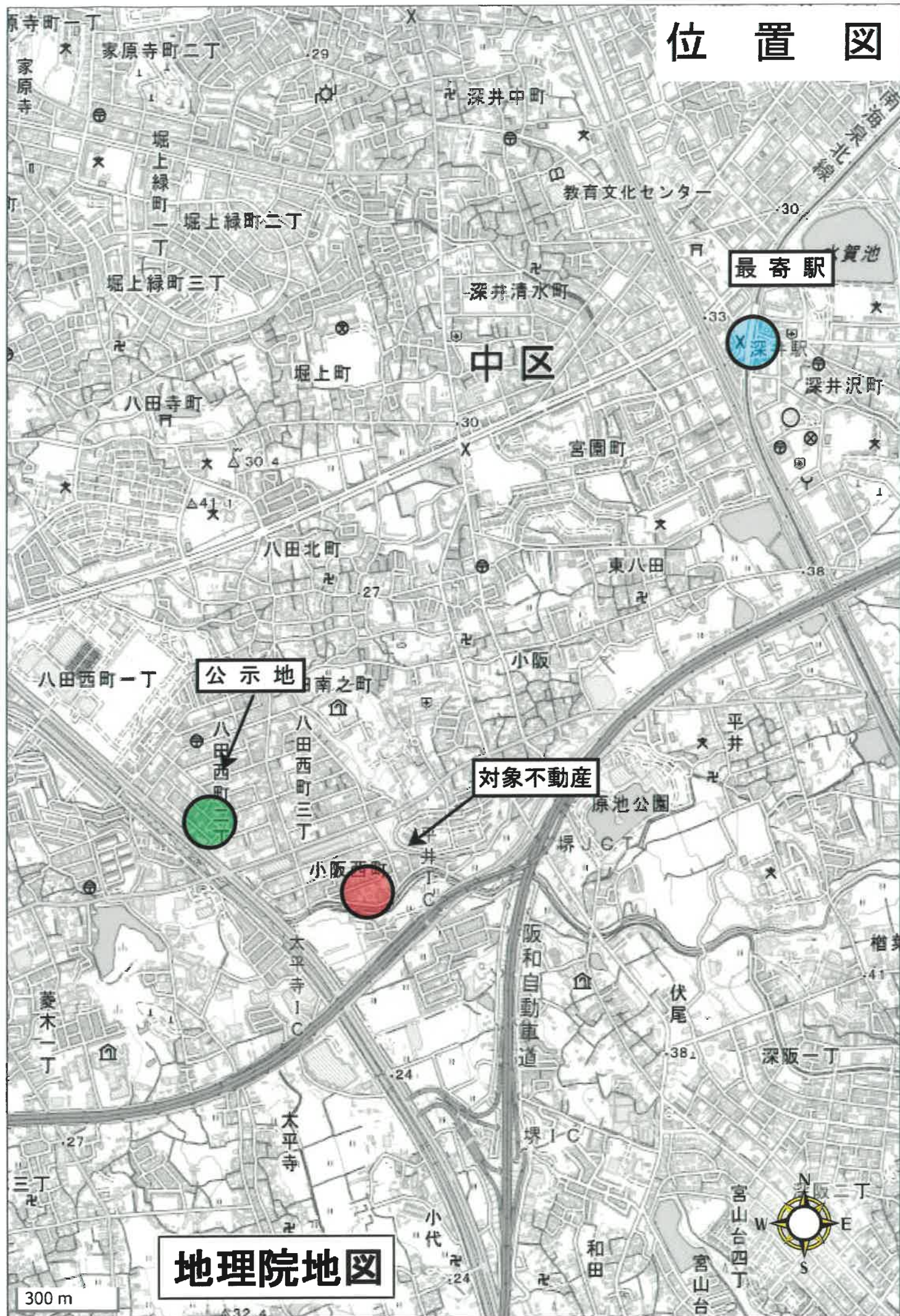
共有者 C 持分 4 0 分の 1

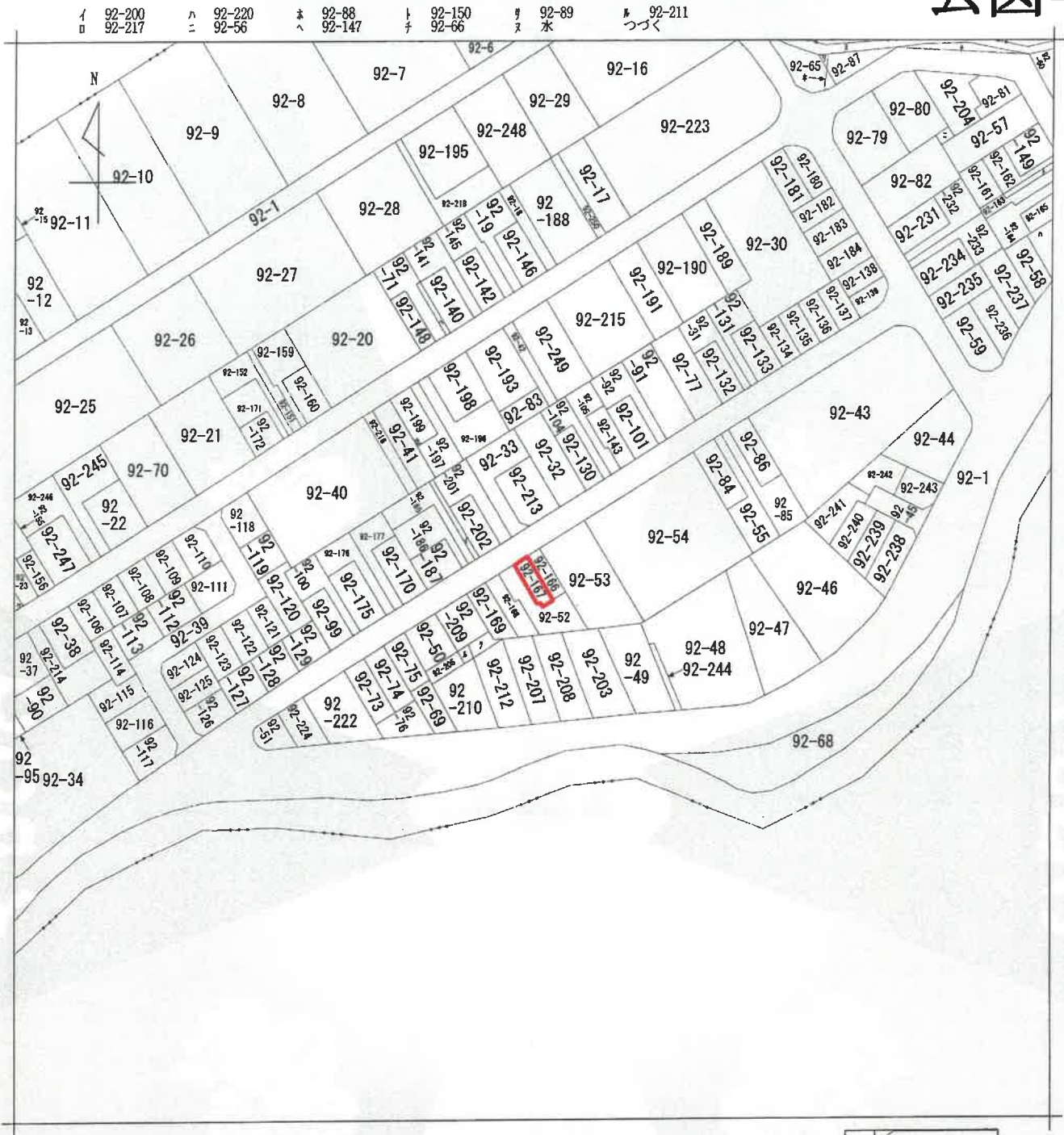
共有者 D 持分 4 0 分の 1

共有者 E 持分 1 0 分の 9



位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	堺市中区小阪西町				地番	92番167			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和8年3月11日

東京法務局港出張所

登記官

地図整理番号：M56227

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局堺支局管轄)
昭和8年3月11日 東京法務局港出張所

令和8年3月11日

東京法務局港出張所

登記官

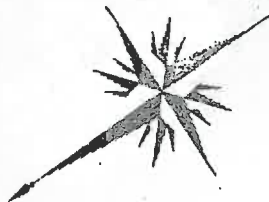
地图整理番号：M56228

54815 地積測量図 53.5.19

地 番
92-52-166

土地の所在

区中世界



來

92-166

14526	×	4144	=	60195744
14526	×	4111	=	59716386
計				119912130
除				59956065

© 92-167

1.3740	×	3.638	=	49.986120
3.672	×	0.495	=	1.817640
1.3883	×	0.476	=	6.608308
1.3883	×	3.916	=	54.3665328
		計		112.777896
		除	2	56.388948

92-168

13,776	×	0.699	=	9,529.424
4,569	×	2.341	=	10,696.029
17,274	×	2.612	=	45,119.688
17,274	×	3.613	=	62,514.606
		計		127,959.747
		除	2	63,979.8735

691-169

1.5337	×	4.223	=	64.768151
1.5337	×	3.765	=	57.743805
				計
				122.511956
				2 除
				61.255978

92-52

3 2 7 . 0 0 3 5 — (B) — (D) — (E)

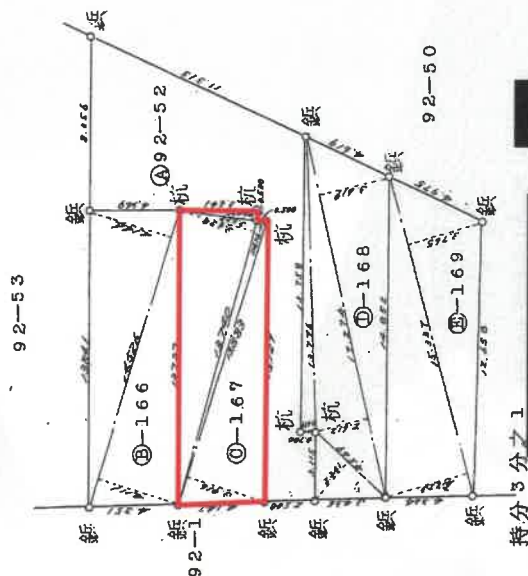
作製者

土地家屋調査士

(昭和53年5月16日作製)

人讀申

縮尺 $\frac{1}{250}$



持分 3 分之 1

持分 3 分之 1

持分 $\frac{3}{4}$ 分之 1

A 4 判に縮小

登記年月日：昭和53年7月1日

各階平面図

5107432

建物図面

家屋番号 92-167

建物の所在 堺市小浜西町 92-167

堺市中央区

53.7.1

1 階



$2.26 \times 1.82 = 4.1132$
 $9.91 \times 3.61 = 35.7751$
計 39.8883

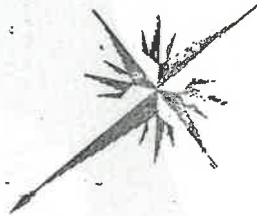
床面積 39.88 ㎡

2 階



$3.62 \times 2.26 = 8.1812$
 $7.21 \times 3.61 = 26.0281$
計 34.2093

床面積 34.20 ㎡



道 路
-166
92-167
-52

作製者

士 務 士
森 田 孝 一

縮尺

1 / 250

申請人

縮尺

1 / 500

昭和53年6月30日作成

A4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局堺支局書庫)

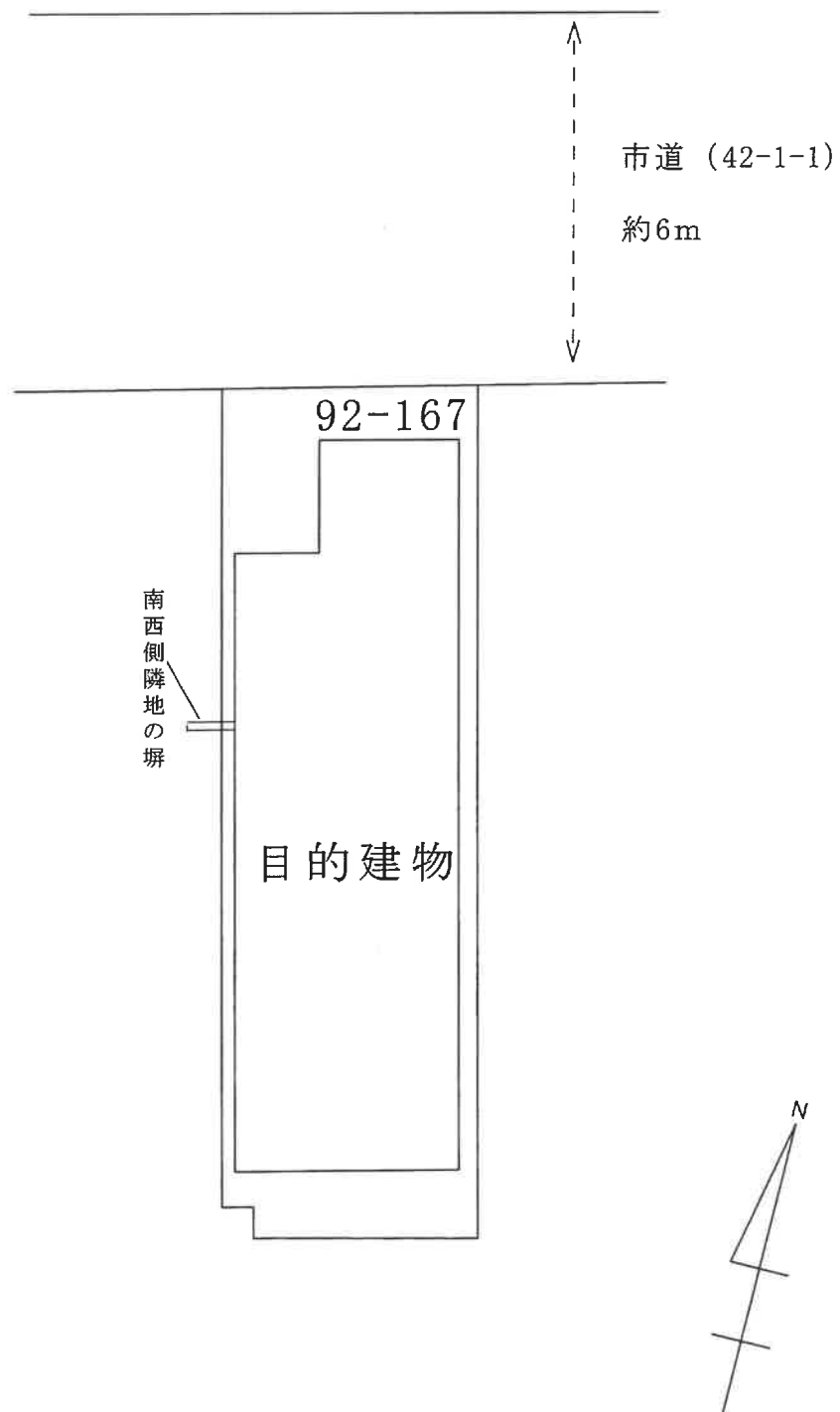
令和8年3月11日

東京法務局提出票所

登記官

土地建物位置関係図（概略）

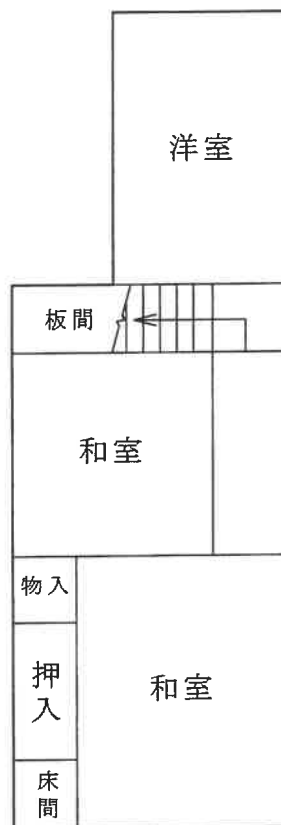
< - - - - > 現地概測数量



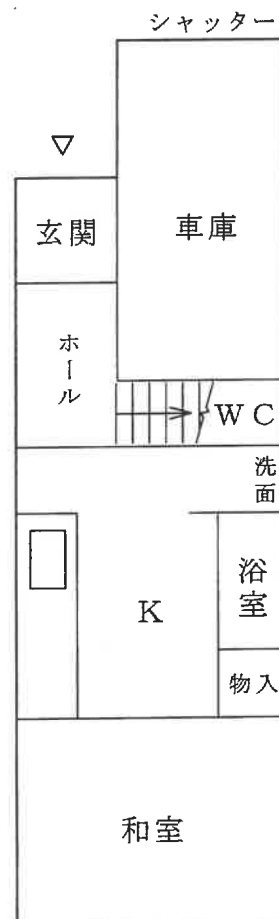
令和8年（ケ）第72号事件

間取図（概略）

（ 2 階）



（ 1 階）



令和 8 年（ケ） 第72号事件

